

令和6年8月から居住費の負担額が見直されます。

近年の光熱水費の高騰や在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、介護保険施設を利用した時の居住費が1日あたり60円引き上げられます。

【居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)】

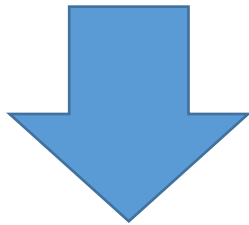
令和6年7月利用分まで

利用者 負担段階	所得状況※1		預貯金等の 資産※2の状況	居住費				食費	
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護の受給者		単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
		老齢福祉年金の受給者							
第2段階	世帯 全員が 住民税 非課税	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 ①		前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円超120万円 以下の人	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 ②		前年の合計所得金額+年金 収入額が120万円超の人	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階	住民 税課税	世帯に住民税課税者がいる 本人住民税課税		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	

()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額となります。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。



令和6年8月利用分から

利用者 負担段階	所得状況※1		預貯金等の 資産※2の状況	居住費				食費	
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護の受給者		単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
		老齢福祉年金の受給者							
第2段階	世帯 全員が 住民税 非課税	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階 ①		前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円超120万円 以下の人	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階 ②		前年の合計所得金額+年金 収入額が120万円超の人	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階	住民 税課税	世帯に住民税課税者がいる 本人住民税課税		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	

()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額となります。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。